

附則

(実施期日)

この約款は、平成23年4月18日以降準備出来次第実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年11月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス おトクキャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成24年3月31日までに、KDDI株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成24年4月15日までに当社がJ:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を1と起算して、12ヶ月間は、その月額利用料から500円 (税込540円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際にKDDIが発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定めるKDDIの契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

4 本キャンペーンと、平成23年11月15日から開始している「J:COM PHONE プラス トクトクキャンペーン」の重複適用は行いません。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月10日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス おトクキャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成24年4月30日までに、KDDI株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成24年5月15日までに当社がJ:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を1と起算して、12ヶ月間は、その月額利用料から500円 (税込540円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 申込者から申込の際にKDDIが発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。
- (2) 別に定めるKDDIの契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合
- (2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス 切り替えればおトク！キャンペーン（以下、「本キャンペーン」といいます。）」は、改正規定実施の日から平成25年1月31日までに、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス（以下「メタルプラス電話サービス」といいます。）を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成25年2月15日までに当社がJ:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を1と起算して、6ヶ月間は、その月額利用料から500円（税込540円）を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際にKDDIが発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定めるKDDIの契約事務を行うサービス取扱所（当社が指定するサービス取扱所に限り）から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(ケーブルプラス電話サービスに関する経過措置)

この改正規定実施の前に、当社は北河内局、大阪セントラル局、吹田局、高槻局、東大阪局および豊中・池田局においてKDDI株式会社と契約者の間で締結しているKDDI株式会社が別に定めるケーブルプラス電話契約約款のケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話サービス」といいます。）について、北河内局においては平成23年10月1日、吹田局および東大阪局においては平成23年11月1日、大阪セントラル局、高槻局および豊中・池田局においては平成23年12月1日に当社が提供するJ:COM PHONE プラスサービスに移行したものとします。

(au ケータイセット割引の提供条件)

ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、次の割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、割引対象に係る料金等を減額することとします。

(ア) 割引判定条件

- ① 当社に届出のあった携帯電話番号が、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社が別に定める a u (W I N) 通信サービス契約約款に定める au サービス (au パケットを除く au サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないものおよび利用を停止されていないもの) に限ります。以下同じとします。) もしくは a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービス (L T E デュアルであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないものおよび利用を停止されていないもの) に限ります。以下同じとします。) の他網契約者回線に係るものであること。
- ② ①により契約者が当社に届け出ている電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、J:COM PHONE プラス契約の契約者名義と同一であること、またはその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、J:COM PHONE プラス契約者の住所もしくは居所と同一であること。
- ③ ①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者 (その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。) の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。
- ④ 前述の「ケーブルプラス電話サービスに関する経過措置」に規定されている北河内局においては平成 23 年 10 月 1 日、吹田局および東大阪局においては平成 23 年 11 月 1 日、大阪セントラル局、高槻局および豊中・池田局においては平成 23 年 12 月 1 日において、ケーブルプラス電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ移行されていること。

(イ) 割引対象

料金表第 1 基本利用料 2 料金額に定める定額利用料

(ウ) 割引額

税抜額 100 円 (税込 108 円) (ただし、(イ) の料金額が 100 円 (税込 108 円) に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。)

イ アの場合において、第 36 条 (定額利用料の支払い義務) および第 50 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。

ウ アの場合において、当社がアの適用について、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。

エ 当社は契約者が別住所への設置場所の変更を行う場合にアの適用を終了します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結している J:COM PHONE プラスサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する J:COM PHONE プラスサービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の J:COM PHONE プラスサービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「おトクだね! J:COM PHONE プラス キャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 26 年 2 月 15 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、6 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。
- (2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合
- (2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

- 4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。
5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

この「おトクだね! J:COM PHONE プラス キャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成26年2月28日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成26年3月31日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を1と起算して、6ヶ月間は、その月額利用料から500円 (税込540円) を減額します。

- 2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

- 4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。
5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額 (地方消費税を含む) は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月11日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年1月6日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月27日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に、次表に定める、同等の付加機能を継続して利用する加入契約者に限り以下の料金を適用します。

(1) 付加機能料金

加入電話	J:COM PHONE プラス	適用料金
番号ディスプレイ機能	電気通信番号表示サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
番号お知らせリクエスト機能	電気通信番号通知要請サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
迷惑番号ブロック機能	迷惑電話拒絶サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
キャッチコール機能	割込通話サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
リレーフォン機能	着信転送サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
オプションパック	オプションパック	月額 400 円 (税込 432 円)

上記にない付加機能料金は、全て本約款に準じます。

(2) 付加機能使用料の減額

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、着信転送サービスの内、契約者回線ごとに 2 以上の付加機能を利用している場合には、2 サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。

(3) 2 回線目の基本料金の減額

住宅用の加入電話サービスに 2 回線以上申込みをしていた場合、2 回線目に限り月額利用料を 665 円 (税込 718 円) とします。ただし、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を行った日の属する月を 1 とし、12 ヶ月間に限り、初月は減額後の金額を日割り計算し、請求します。

2 当社は前項について以下の条件の全てを満たす契約者に限り適用します。

(1) 改正規定実施の日に、既に、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスまたは前項に定める付加機能のいずれかに加入していること

(2) 移転によらず、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を申し出た場合

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、第 1 項第 1 号または第 2 号に定める減額の適用中に、J:COM PHONE プラスサービスの解約を行う場合

(2) 契約者が、第1項第3号に定める減額の適用中に、当該2回線目のJ:COM PHONE プラスサービスの解約もしくは事務用に変更を行う場合

ただし、契約回線数が3回線以上ある場合で、かつ、解約後のJ:COM PHONE プラスサービスが2回線以上残る場合は、適用を継続します。

(3) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合
(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年2月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

なお、料金表 料金表 I 利用料・工事費等 第10 基本使用料、付加機能使用料別表 のみに関しては平成29年11月2日より実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、当社は、当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款に規定するプライマリ電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に、次表に定める、同等の付加機能を継続して利用する加入契約者に限り以下の料金を適用します。

また、当社が別に定める同約款に規定する定期契約の契約期間について、J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に同等の定期契約に加入する場合はその契約期間を引き継ぎます。

なお、サービス変更にかかる工事費については第4手続きに関する料金及び工事費の規定に関わらず無料とします。

(1) 付加機能料金

プライマリ電話サービス	J:COM PHONE プラス	適用料金
番号ディスプレイ機能	電気通信番号表示サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
迷惑番号ブロック機能	迷惑電話拒絶サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
キャッチコール機能	割込通話サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
リレーフォン機能	着信転送サービス	月額 200 円 (税込 216 円)
オプションパック	オプションパック	月額 400 円 (税込 432 円)

上記にない付加機能料金は、全て本約款に準じます。

(2) 付加機能使用料の減額

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、着信転送サービスの内、契約者回線ごとに2以上の付加機能を利用している場合には、2サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。

(3) 2回線目の基本料金の減額

住宅用のプライマリ電話サービスに2回線以上申込みをしていた場合、2回線目に限り月額利用料を665円(税込718円)とします。ただし、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を行った日の属する月を1とし、12ヶ月間に限ります。初月は減額後の金額を日割り計算し、請求します。

2 当社は前項について以下の条件の全てを満たす契約者に限り適用します。

(1) 改正規定実施の日に、既に、当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款に規定するプライマリ電話サービスに加入していること

(2) 移転によらず、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を申し出た場合

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、第1項第1号または第2号に定める減額の適用中に、J:COM PHONE プラスサービスの解約を行う場合

(2) 契約者が、第1項第3号に定める減額の適用中に、当該2回線目のJ:COM PHONE プラスサービスの解約もしくは事務用に変更を行う場合

ただし、契約回線数が3回線以上ある場合で、かつ、解約後のJ:COM PHONE プラスサービスが2回線以上残る場合は、適用を継続します。

(3) 契約者が、別住所への設置場所変更やJ:COM PHONE プラス回線の利用の一時中断を行う場合
(実施期日)

この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から平成31年2月末までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成31年3月末まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込514円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年11月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成33年2月28日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成33年3月31日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税別)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年2月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年8月17日から実施します。

この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から2023年2月28日までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年8月1日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表Iに定める定額利用料(月額)を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額(1回線ごと)	
J:COM PHONE プラス	住宅用	1,330円(税込1,463円)
	事務用	1,950円(税込2,145円)

改定後

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用	1,950円(税込2,145円)	

(経過措置)

改定後の料金額の適用開始日は、別表1に定める特定事業者の提供区域によって異なります。

適用開始日は以下の通りです。

2023年8月1日

- ・株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- ・株式会社ケーブルネット下関
- ・株式会社ジェイコム九州

2023年9月1日

- ・株式会社ジェイコムウエスト

2023年10月1日

- ・株式会社ジェイコム札幌
- ・株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- ・土浦ケーブルテレビ株式会社
- ・株式会社ジェイコム千葉

2023年11月1日

・株式会社ジェイコム東京

(実施期日)

この改正規定は、2023年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年1月10日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表Iに定める事務用の定額利用料(月額)を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用		1,950円(税込2,145円)

改定後

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用		2,130円(税込2,343円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年11月1日から実施します。

この改正規定の実施により、本約款の料金表に定める音声通信明細書の発行料を、以下の通り改定します。

音声通信明細書の発行料(1発行ごと)	
改定前	改定後
75円(税込82.50円)	150円(税込165円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年12月1日から実施します。

(改定料金プランへの移行に関する特約について)

当社は、この改定規定により、「J:COM PHONE プラスサービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。(以下、この特約のことを「移行特約」といいます。)

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第27条の2第4項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2025年1月14日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

(天気予報サービス「177」の終了について)

天気予報サービス「177」は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の都合により、2025年3月31日をもって終了します。

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2023年4月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM PHONE プラスサービス (住宅用)	476 円 (税込 523 円)

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

- (1) 既に、この改正規定の実施日より前に J:COM TV サービス加入契約約款もしくはインターネット接続サービス契約約款の附則 2023年4月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。
- (2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。
- (3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

(実施期日)

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。